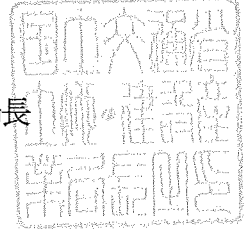


平成28年10月14日  
国土建第275号

(一社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、下記のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

ついては、貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いします。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。